

広島県告示第四百三十七号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十六年六月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	医療法人社団数佐整形外科医院
所 在 地	東広島市八本松東七丁目八番一五号
効力を有する期限	平成二九年六月四日
備 考	更新
	福山市曙町三丁目一九番一八号
	楠本病院
	平成二九年六月四日
	更新